

〔補助対象となる設備・経費の例〕

①運動用具			②運動機器		
ストレッチマット	バランスボール	ダンベル 等	エアロバイク	トレッドミル	背中・腕用トレーニングマシン 等
					
価格（目安）					
1枚 3千～9千円	1個 2千～7千円	1個 2千～6千円	30～70万円	70～250万円	15～40万円
その他					
体力測定器	体組成計、心拍計、身長・体重計、血圧計 等				
救急救命用品	救急箱、衛生物品（消毒薬、包帯、ガーゼ、傷テープ、絆創膏、ピンセット等）、AED 等				
施設管理用品	更衣ロッカー、フロアマット 等（勤労者健康づくり運動施設の管理に必要と認められるもの）				
施設改修整備費	ミラー購入・設置、運動環境を整えるためのフローリング工事、床の補強工事、部屋の間仕切り壁の設置 等				
運動指導者人件費	本制度で整備した運動施設で、運動指導者が指導を行う場合の人件費				

※ いずれの経費についても、補助対象となるのは、施設運営開始年度分のみ。

※ 設備備品については、整備した施設に設置し、持ち帰っての使用はできません。

〔よくある質問〕

Q 1 どのような制度？

A 1 従業員及び家族の運動習慣の定着を促進するため、会社などの会議室や空きスペースを改装して、運動機器（エアロバイク、トレーニングマシンなど）や運動用具（バランスボール、ストレッチマットなど）を設置する場合に、費用の助成を行うものです。

Q 2 どのような活用ができるの？

A 2 例えば、事務所の空き部屋やあまり使われていない会議室を、お昼休みや就業時間後に簡単な運動やストレッチが可能な部屋に改装するなど、身近に運動ができるスペースを作り、運動用具等を備えることが可能です。

Q 3 補助対象者は？

A 3 平成 25 年度までの制度では、商工会議所や商店街振興組合などの法人を補助対象事業者としていましたが、平成 26 年度からは、健康づくりチャレンジ企業を加え、単独の企業でも事業が行えるようにしました。

なお、健康チャレンジ企業が事業を実施する場合については、近隣住民の利用を求めないこととしました。（商工会議所等が事業主体となる場合は、前回同様、近隣住民の利用を可能とするよう求めることとしています。）

Q 4 企業側の負担は？

A 4 補助上限額の範囲内であれば、整備に要する費用（補助対象経費）を負担していただく必要はありません。ただし、消費税は補助の対象外です。

Q 5 インストラクター等の指導は受けられるの？

A 5 補助を受けた年度内に健康教室を実施する場合の運動指導者に係る人件費も補助対象に含まれます。（健康づくりチャレンジ企業をサポートする『健康づくりサポート企業（株）アシックス、（株）コナミスポーツ&ライフ、（株）デザート、グンゼスポーツ（株）、ミズノスポーツサービス（株）など』の制度もありますので、ご活用ください。）